

地域住宅計画の事後評価報告シート

1. 事後評価を実施した地域住宅計画	
①計画の名称	堺市地域
②都道府県名	大阪府
③計画作成主体	堺市
④計画期間	平成20年度～22年度
⑤計画の目標	『生き生きと定住魅力ある良好な地域コミュニティの形成と、安全で安心して暮らせる住まい・まちづくりを推進する。』
2. 事後評価の内容	
⑥実施体制・時期	堺市において評価を行い確定（平成23年8月）
⑦事後評価の結果	<p>指標1：「最低居住水準未達世帯の割合」 定義：市営住宅における最低居住水準未達世帯の割合 評価方法：市営住宅管理データベースによる集計 結果：従前値：5%（20年度）⇒目標値：3%（22年度）⇒実績値：3.6% 結果の分析：市営住宅において、既存住宅の建替事業の実施により、最低居住水準未達世帯の割合は3.6%（平成23年4月1日現在）となり、おおむね目標値を達成した。今後未達成の住戸については、建替え事業により解消を推進していく。</p> <p>指標2：「バリアフリー化住宅の割合」 定義：市営住宅におけるバリアフリー化された住宅の割合 評価方法：市営住宅管理データベースによる集計 結果：従前値：31%（20年度）⇒目標値：35%（22年度）⇒実績値：35% 結果の分析：市営住宅において、既存住宅の建替事業を実施した結果、市営住宅におけるバリアフリー化された住宅の割合は35%（平成23年4月1日現在）となり、目標値を達成した。</p> <p>指標3：「エレベーター設置住宅の割合」 定義：市営住宅のうち、3～5階建ての住宅におけるエレベーターが設置された住宅の割合 評価方法：市営住宅管理データベースによる集計 結果：従前値：17%（20年度）⇒目標値：23%（22年度）⇒実績値：20.2% 結果の分析：市営住宅において、既存住宅の建替事業及び改善事業を実施した結果、市営住宅におけるエレベーター設置された住宅の割合は20.2%（平成23年4月1日現在）となり、目標値を下回った。 下回った要因として、設置計画の見直しによるものである。</p>
⑧結果の公表方法	堺市において閲覧に供するとともに、市のホームページに掲載する。
3. 事後評価の結果を踏まえた今後の住宅施策の取組への反映等	
⑨今後の住宅施策の取組への反映	<ul style="list-style-type: none"> ・市営住宅における最低居住水準未達世帯率については、おおむね目標を達成した。平成23年度から始まる堺市営住宅長寿命化計画に基づいて、引き続き既存住宅の建替事業を実施していくことにより、最低居住水準未達世帯の解消を推進していく。 ・市営住宅におけるバリアフリー化された住宅の割合については目標を達成した。平成23年度から始まる堺市地域住宅等整備計画においても指標を設定し、引き続き既存住宅の建替事業を実施していくことにより、市営住宅のバリアフリー化を推進していく。 ・市営住宅におけるエレベーター設置住宅の割合については、目標を下回ったため、平成23年度から始まる堺市地域住宅等整備計画に、引き続き設置目標を設定し、住宅の建替事業及び住宅改善事業を実施していくことにより、エレベーターの設置を推進していく。
⑩その他	（特記すべき事項があれば記載）

※この事後評価は別添の地域住宅計画について行ったものである。